

市営住宅についてのお知らせ



(新規就労者・市内移住者 向け)

「单身」で市営住宅に入居可能に！！

☆ 令和3年度から制度改正 ☆

長崎市営住宅において、新たに、新規就労者や市内移住者が、
単身で入居できるようになりました。

募集は、2か月ごと（偶数月）に行っております。

募集日程や入居資格は、長崎市HPでご確認ください。

☆ 長崎市HPは『長崎市営住宅』で検索 

QRコード：



◎ 新規就労者とは・・・

申込時、満30歳未満の者であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 入居申込日から1年前までの間に就労を開始し、かつ、当該就労を継続している者
- (2) 就労を開始することが明らかである者

◎ 移住者とは・・・

申込時、次のいずれかに該当する者

- (1) 入居申込日から1年前までの間に他の市町村（特別区を含む。）から本市に住所を移した者で、本市の住民基本台帳に記録されているもの
- (2) 他の市町村から本市に転入することを希望する者

☆ 詳しくは、下記の指定管理者までお問い合わせください。

【問い合わせ先（指定管理者）】

公営住宅管理共同企業体 095-829-2989

(株)トラスティ建物管理・(株)三山不動産共同企業体

095-829-2991